

かわにし防災士の会規約

平成24年6月18日制定

(名 称)

第1条 本会は、「かわにし防災士の会」と称する。
事務所は、「川西市火打1丁目12番16号 キセラ川西プラザ福祉棟1階
社会福祉法人 川西市社会福祉協議会内」に置く。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互のネットワークを構築し、地域に密着した地域防災力の
向上に寄与することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会の会員は、日本防災士機構の認定する防災士の資格を有し、本会の目的に
賛同する、川西市に在住または勤務する者により構成する。
2 賛助会員は、本会の主旨に賛同する者により構成する。

(入会及び退会)

第4条 本会への入会は、別添の様式-2「かわにし防災士の会会員カード」に記入し
年会費とともに提出する。また、退会は、「退会届」(様式は自由)を提出す
る。または1年以上会費の納入がない場合とする。

(事 業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 会員の知識及び技能の向上に関する事業。
(2) 会員相互の交流による、情報の交換・共有等に関する事業。
(3) 行政、自治会、各種団体が開催する防災訓練、講習会等への参加・支援に関
する事業。
(4) 救急救命、応急手当等の講習会等の実施・支援に関する事業。
(5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。これらの役員は、会員のなかから選任する。

会長	1名
副会長	若干名
総務	1名
書記	1名
広報	若干名
会計	1名

(役員を選出及び任期)

第7条 会長の選出は、役員会で選出し、総会において承認を得る。

- 2 その他の役員は、会長が推薦し総会で承認を得る。
- 3 役員任期は総会後から次年度総会までとし、再任は妨げない。

(総会)

第8条 会長は、年1回の定期総会及び必要に応じて臨時総会を招集する。

- 2 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に変わることができる。
- 3 総会には、議長並びに書記を置く。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(役員会と例会)

第9条 役員会は、会長が必要と認めるときに召集する。

- 2 例会は、原則として月に1回開催する。

(経費及び年会費等)

第10条 本会の活動経費は、会費及びその他収入を持ってこれに充てる。

- 2 会員の会費は年額1,000円とする。
- 3 年度途中で退会する場合は、いかなる場合も年会費は返却しない。
- 4 活動参加者への経費の支給は、費用弁償程度とする。

(会計監査)

第11条 本会に会計監査2名を置く。

- 2 会計監査は、役員会で選出し、総会において承認を得る。
- 3 会計監査の任期は1年とし、再任は妨げない。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 会計担当及び監査役は、本会の収支について定期総会において報告する。

(規約の改正等)

第13条 本規約の改正等については、役員会の承認を得たうえで総会に諮り、出席者の過半数の同意により決定する。なお、この規約に定めのない事項については、原則として役員会により決定する。

細則

本規約は、平成24年6月18日より施行する。

本規約は、平成 27 年 4 月 24 日より施行する。
本規約は、平成 28 年 4 月 24 日より施行する。
本規約は、令和 3 年 4 月 22 日より施行する。
本規約は、令和 4 年 4 月 30 日より施行する。
本規約は、令和 5 年 4 月 21 日より施行する。
本規約は、令和 6 年 4 月 20 日より施行する。